

# お祭り出店に関するよくある質問(Q & A)

## 【第 1 章】出店条件・費用について

### Q1. 出店料はいくらかかりますか？

A. 出店料はブースの形態により異なります。詳細は周知事項をご確認ください。

### Q2. 出店ブースのサイズはどれくらいですか？

A. 1 ブースあたり「1.5 間 × 2 間(2.7m × 3.6m)」となります。テントの持ち込みは原則許可しません。主催者側で用意いたしますので、周知事項をご確認ください。

### Q3. 同じジャンルの店舗が重複して出店することはありますか？

A. あります。同ジャンルの制限はいたしません。ただし、出店位置については隣合わないよう、極力考慮します。出店申込についてはカテゴリー関係なく、先着順とさせていただきますのでご了承ください。(町内事業者優先受付)

### Q4. 個人(アマチュア・副業)での出店は可能ですか？

A. 個人(アマチュア・副業)での出店は、原則お断りしています。ただし、事業所をお持ちの個人様で、かつ指定加盟団体に加入されている場合はお申し込みいただけます。なお、ご登録の事業所業種と出店内容が異なる場合でも、お申し込みは受け付けます。

## Q5. 出店料に大きな差があるのはなぜですか？

A. 当まつりは、日の出町の産業振興および地域経済の活性化を最大の目的として開催しております。町内事業者の皆様には、日頃から地域雇用や地域経済を支えていただいていることへの還元、および地元製品のPRを促進する観点から、特別に優遇した出店料を設定しております。キッチンカーは、テントブースと比較して車両の駐車スペースを含めた広大な占有面積を必要とするため、スペースに応じた実費（適正価格）として設定しております。また、会場内での安全な車両誘導や動線の確保に人員・コストを要するため、ご理解いただけますようお願い申し上げます。

## Q6. 出店における取扱は何品まで可能ですか？

A. 1 テントにつき調理品 1 品の取扱を可能としております。調理(1 品)+飲食物販(1 品)も可能です。詳細は東京都ホームページ《行事において簡易な施設で食品を提供する場合の手続きについて》をご確認ください。

## Q7. 出店場所はどのように決められますか？

A. 出店が確定次第、事務局が出店場所を協議し決定します。確定・落選通知は9月初旬にメールにてお送りします。出店場所は『出店者説明会』にて発表します。なお、町内事業者は会場出入口付近になるよう考慮します。町内事業者の優遇については Q5.と同理由に基づきます。

## 【第2章】当日の運営・設備・インフラについて

## Q8. 電気(電源)や水道は使用できますか？

A. 会場内の電源・水道供給はございません。電源についてはご自身で発動発電機をお持ち込みいただくか、事務局より有料の発動発電機の貸し出しが可能です。燃料がガソリンの場合、消防署へ届出を提出する必要があります。申込書に容量をご記入ください。なお、水道については共用水道はございません。会場内にありますお手洗いでの水の汲み取りはお控えください。飲料水や洗浄水は各自でご用意ください。

**Q9. 火気(ガスボンベ、発電機、炭など)の使用は可能ですか？**

A. 火気の使用は可能ですが、安全管理上、消防法に基づいた消火器の持参が必須となります。東京消防庁へ火気使用の申請を提出する都合上、出店申込書に燃料容量を必ず正しくご記入ください。申請量と当日持ち込み量に相違がある場合、その場で出店停止を命じる場合があります。また、発電機を使用される場合は、騒音や排気ガスへの配慮をお願いしております。

**Q10. 当日の搬入・搬出のルールを教えてください。**

A. 指定された時間内に車両での乗り入れおよび搬入・搬出を行っていただきます。詳細は、出店確定後に行われる『出店者説明会』にてタイムスケジュールや指定駐車場をご案内いたします。

**Q11. 出店に伴うゴミの処理はどうすればいいですか？**

A. 出店スペースで出たゴミ(調理カスや資材など)は、すべて出店者様ご自身でお持ち帰りいただき、会場周辺の美化にご協力ください。会場内設置のゴミ箱には、出店で出たゴミは捨てないでください。撤収後の清掃状況を確認させていただきます。万が一、ゴミの放置や汚れが発覚した場合は、お電話にて至急ご対応(清掃)をお願いいたします。なお、悪質な場合やご対応いただけない場合は、今後の出店をお断りする事もございます。

**Q12. 雨天時の開催・中止の判断基準と、出店料の扱いはどうなりますか？**

A. 雨天決行ですが、台風や荒天などにより開催が困難と判断した場合は中止となります。出店料の返金は原則行いません。ご了承ください。

**【第3章】申請・手続き・安全管理について**

**Q13. 飲食物を販売する場合、どのような手続きが必要ですか？**

A. 出店が確定となった場合、メールにて『臨時出店届(正)』『臨時出店届(副)』の様式をお送りします。2枚に同じ内容を記入し、同メールにてご案内する『出店者説明会』の際に事務局へご提出ください。事務局より保健所へ提出いたします。

**Q14. 賠償責任保険(食中毒やテントの飛散など)への加入は必要ですか？**

A. 万が一の事故や食中毒、器物破損などに備え、出店者様ご自身でイベント保険や賠償責任保険へのご加入を推奨します。トラブル発生時の責任の所在については、  
《～出店希望者様へ事前確認のお願い～3.販売・商品管理について》をご覧ください。

**Q15. 申込後のキャンセルや、出店確定後の辞退はできますか？**

A. お申込み後のキャンセルおよび出店確定後の辞退につきましては、原則受け付けておりません。やむを得ない事情で辞退される場合は、速やかに運営事務局までご連絡ください。また、キャンセル・辞退を事務局が受理した場合も、出店料の返金はい行いませんのでご了承ください。

**Q16. 出店が落選となった場合、出店料の返金はどのようにになりますか？**

A. 落選された場合の出店料は、**現金または口座振込**にてご返金いたします。どちらの方法をご希望かをお伺いするため、後日お電話いたします。申込書に記載の電話番号は、必ず連絡が取れる番号をご記入くださいますようお願いいたします。

**Q17. 出店者説明会はいつ、どこで行いますか？**

A. 9月24日(木)午後2時～日の出町役場3階第1・2会議室にて開催します。詳細は出店確定通知とともにメールでご案内いたします。

**Q18. 車種、車両ナンバー、車体色の記載はなぜ必要なのですか？**

A. 会場の安全管理、当日のスムーズな誘導、およびトラブルを防止するためです。多数の車両が並ぶ中で、誘導スタッフが対象の車両を素早く見つけて所定の位置へ案内するためです。また、緊急時や移動のお願いが必要になった際にも、即座に該当車両を特定できるようにするためです。